

菅田地区民生委員児童委員協議会

身近な福祉の相談役

そして、誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進役

民生委員・児童委員の役割について



子どもからお年寄りまでの、暮らしの困りごと・悩みごとの身近な相談役として、地域には「民生委員・児童委員」がいます。また、“子ども”の困りごと等を専門に担当する「民生委員・児童委員」として、「主任児童委員」も配置されています。

「民生委員・児童委員」は、非常勤特別職の地方公務員で、厚生労働大臣から委嘱を受け、無報酬で活動をしています。社会奉仕の精神を持ち、住民の立場に立って相談を受け、住民が尊厳をもって自立した生活ができるよう、支援活動を行っています。

菅田町には15名の「民生委員・児童委員」と1名の「主任児童委員」がおり、町内をいくつかの区域に分け、担当しています。

【民生委員・児童委員の役割】

◆「身近な福祉の相談役」：地域住民一人ひとりの生活を支援します！

- 暮らしの困りごと等の相談を受けます。
- 地域で支援を必要とする方の早期発見に努めます。
- 支援が必要と考えられる方には、区役所、区社協、ケアプラザ等の相談窓口や福祉サービス、ボランティアによる地域福祉活動等へ橋渡しをして、困りごとの解決につなげます。「足腰が弱くなり、一人暮らしに不安がある」「育児のことを身近に相談できる人がいない」「体に障がいがあって、外出に困っているのだけれど…」等々、困りごと解決の「かけ橋」の役割を担います。

◆「誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進役」：地域住民による活動を進めます！

- 誰もが安心して暮らせる地域社会にするために、支えあい活動を推進しています。

*見守り・声かけ活動

*すげたいっぷく亭（高齢者サロン）

*やまびこ食事サービス（会食会）

*菅田地区社協「安心ボランティア」への協力 等

一人暮らし高齢者への防災グッズの配布等が評価され、(全国)優良地区民生委員児童委員協議会として表彰されました。

Q. 地域の民生委員さんに相談にのってもらいたいんだけど、秘密は守られるのかしら？

- A. 民生委員・児童委員は、法律で守秘義務が課せられていて、個人情報への取扱いには十分留意しながら活動をしています。個別相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も守る必要があります。安心してご相談ください。

Q. 私が住んでいる地域の民生委員・児童委員、主任児童委員は誰なの？

- A. お知りになりたい方は、神奈川区役所福祉保健課（☎411-7131）までお問い合わせください。

※参考資料：「民生委員・児童委員、主任児童委員活動ガイドライン」横浜市健康福祉局地域支援課（平成22年2月）